

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(土壌汚染対策)の規則改正について

—— 試料採取等の省略 ——

【規則改正の内容】

施行規則第48条の15(試料採取等の省略)において、

土壌汚染状況調査の調査対象地の1区画以上において土壌汚染の存在が明らかになった場合において、その時点で土壌汚染の有無が判明していない区画を、土地の所有者等が土壌汚染がある土地とみなしてよいと考える場合には、調査の効率化及び調査費用の低減の観点からそれ以降の試料採取等を省略でき、その場合、既に土壌汚染がないとみなされることが確定している単位区画の区域を除き、調査対象地の区域を指定基準に適合しない土地と見なすことができる。

という趣旨の規定をおいているが、さらに、知事が特別な理由があると認めるときは、土壌汚染状況調査を実施せずとも、土壌汚染のおそれのある物質について、既に土壌汚染がないとみなされることが確定している単位区画の区域を除き、調査対象地の区域を指定基準に適合しない土地と見なすことができる規定を設けた。

規則改正の理由

- ・現行の施行規則において、調査を省略するには土壌調査を実施し、全ての調査対象物質について1区画以上の指定基準の超過が必要。しかし、調査対象物質が多数ある場合や、1区画以上の指定基準の超過が直ちに出ない場合には、全域を調査する場合とかわらないことも想定され、これは調査の効率化・調査費用の低減にはつながらないため、このような特別な場合には、調査を実施せずとも調査を省略できるよう所要の改正を行ったもの。

【公布・施行】 平成17年8月12日